

「土砂等禁止」車両による搬入について

平成 22 年 1 月
大阪湾広域臨海環境整備センター

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び同施行令の規定により、コンクリート・鉱さい等を「土砂等禁止」の車両で運搬することはできません。このため、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、「陸上残土」^{※1}「がれき類」^{※2}・「鉱さい」の搬入申し込みに際して、「土砂等禁止」車両を登録することはできませんので、ご注意ください。平成22年度の新規契約申し込み（21年度からの継続を含む）において、「陸上残土」、「がれき類」、「鉱さい」を搬入される場合は、必ず「土砂等禁止」以外の車両を登録していただくようお願いします。

※1 管理を要する陸上残土を含む

※2 石綿含有産業廃棄物は除く

土砂等禁止車両と一般車両の一例

「土砂等禁止」車両は、車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」という記載があります。



一般の土砂運搬車両に比べ、ゲートが高いのが特徴で、荷台容量が大きいダンプです。



主に泥状物を運搬する密閉式の天蓋付車両も土砂等禁止車両に該当する場合があります。



一般的な土砂ダンプ
(土砂等運搬可能)